

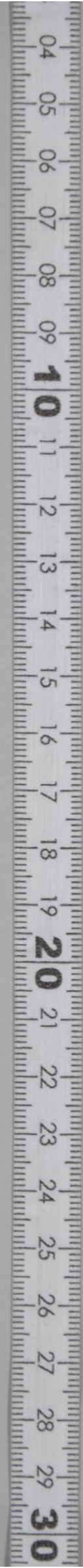
地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

定

款

高城運送株式會社



第一章 總則

第一條 當會社ハ高城運送株式會社ト稱ス

第二條 當會社ノ本社ヲ大分縣大分郡日岡村ニ置キ必要
ニ應シ支店又ハ出張所ヲ適當ナル地ニ置ク

第三條 當會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

- 一 貨物運送及貨物運送取扱營業
- 二 倉庫業及運送ニ關係アル勞力ノ請負
- 三 金錢立替及物品ノ依托販賣
- 四 保險業ノ代理店
- 五 他社株式ヲ所有シ又ハ投資ヲ爲スコト
- 六 右各號ニ關聯スル一切ノ業務

第四條 當會社ノ公告ハ本會社ノ印章ヲ爲スモノトス
第二章 資本及株式

第五條 當會社ノ資本ノ總額ハ金貳萬五千圓トシテヲ

五百株ニ分チ一株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第六條 株券ハ十株券ノ一種トシ記名式トス

第七條 賣買又ハ讓渡ニ依リ株式ヲ取得シタルトキハ當

事者連署ノ書面ヲ以テ名義書換ヲ當會社ヘ請求スヘシ

第八條 相續、遺贈、其他法律上ノ原因ニテ株式ヲ取得シタル

モノハ其事實ヲ證明スヘキ書類ヲ添付シ名義ノ

書換ヲ請求スヘシ

第九條

株式ヲ亡失又ハ毀損シタルモノハ其事由ヲ詳記シ當

會社ニ於テ適當ノ認ムル件證明人ニ名以上連署シ

新株券ヲ交付ヲ請求スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ當會社ノ請求者ノ費用ヲ以テ其由

ヲ公告シニテ月間ヲ經ルモ他ヨリ異議ノ申出ナキ

キハ新株券ヲ交付ス

第十條 株式名義書換料ハ株券一枚ニ付金拾錢再交付ノ手

數料ハ一枚ニ付金五拾錢トス

第十一條 株式名義ノ書換ハ決算期末ノ翌日ヨリ定時株主總

會終了ノ日迄ヲ停止ス

前項ノ外必要アルトキハ取締役會ノ決議ニ依リ公告ノ

上停止スルコトヲ得

第十二條 株主又ハ其法定代理人ハ氏名住所及印鑑ヲ當會

社ニ届出ヘシ其變更アリタルトキ亦同シ

前項ノ手續ヲ怠リタル爲生シタル結果ニ付テハ

當會社ハ其責ニ任セス

第三章 株主總會

第十三條 定時株主總會ハ毎年四月ニシテ召集ス

臨時株主總會ハ必要ノ都度取締役會ノ決議ヲ經テ之ヲ召集ス

第十四條 株主ハ代理人ヲ以テ其議決權ヲ行使スルコトノ得但其代理人ハ當會社ノ株主タルコトヲ要ス

第十五條 株主總會ノ決議ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第十六條 株主ノ議決權ハ一株毎ニ一箇トス

第十七條 株主總會ノ議事録ハ決議事項ヲ記載シ議長並ニ出席シタル株主及監査役之ニ署名捺印ス

第四章 役員

第十八條 當會社ノ役員ハ左ノ如シ

取締役 十名以内

監査役 五名以内

第十九條 取締役、監査役ハ當會社株式拾株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二十條 取締役ハ必要ニ應ジ互選ヲ以テ社長、專務取締役又ハ常務取締役ヲ選與手ス

第二十一條 取締役ノ任期ハ就任後第參回監査役ノ任期ハ就任後第貳回、定時株主總會終結ノ時ヲ以テ滿了ス

第二十二條 取締役又ハ監査役ニ欠員アルモ法定ノ人員ヲ欠カサルトキハ其補欠選與手ヲ行ハサルコトヲ得

但補欠選與手ヲ行ヒタルトキ補欠員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十三條 取締役ハ各自所有株式拾株ヲ監査役ニ依託スルコトヲ要ス

但取締役退任スルモ總會ニ於テ其年度ノ計算
承認ヲ了スル迄ハ之ヲ返還セズ

第廿四條 社長ハ會社ヲ代表シ業務ヲ執行ス

株主總會又ハ取締役會ノ議長ハ社長之ニ任ス社長
事故アル場合ハ他ノ取締役之ニ代ル

専務取締役及常務取締役ハ必要ニ應ニ會社ヲ
代表シ社長ノ業務執行ヲ補佐ス

第廿五條 重要ナル會社ノ業務ハ取締役會ノ議決ヲ經テ
之ヲ執行ス

第廿六條 取締役及監査役ノ報酬ハ總額壹ケ年金額^貳十圓
以内トス

第五章 取締役會

第廿七條 取締役會ハ必要ノ都度社長又ハ専務取締役

常務取締役之ヲ招集ス

第廿八條 取締役會ノ議事ハ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否
同數ナルトキハ議長ノ決スルトコトニ依ル

第廿九條 取締役會ニ於テ議決シタル事項ハ議錄ニ記
載シ出席取締役ニ於テ記名捺印スルモノトス

第六章 會計

第卅條 當會社ハ毎年^冬月末日ニ於テ決算ス

但取締役會ノ議決ヲ以テ初期決算ニ限り次期
決算ト合併シテ之ヲ行フコトヲ得

第卅一條 當會社ハ每期總益金ヨリ總損金、固定資産
銷却金ヲ控除シタルモノヲ純益金トシ左ノ如ク處分ス

- 一 法定積立金百分ノ五以上
- 一 役員賞與金百分ノ十以内

一株主配當金 若干

右外別途積立金並後期繰込金 為スコトヲ得

第卅二條 株主配當金ハ毎決算期末日現在、株主ニ配當ス
凡モ、トス

第七章 附則

第卅三條 當會社ノ創立費用ハ金五百圓以内トス

第卅四條 當會社ノ設立發起人及其引受株式左ノ如シ

引受株式數 住 所 氏名(順次不同)

一〇〇 大分郡日岡村大字高松長木 平尾 義一

四〇 大分郡日岡村大字高松長木 平尾 喜代

四〇 別府市大字濱脇末長 平尾 謙平

四〇 別府市大字別府市 清水 雲平

四〇 別府市大字別府市 友永 悦三

四〇 大分市大字大分市 橋本 勘治

四〇 大分市大字大分市 後藤 守一

右高城運送株式會社設立ノ為メ高法ノ規定ニ依リ

定款ヲ作成ス

昭 和 拾 四 年 六 月 七 日

發 起 人 平 尾 義 一

全 平 尾 喜 代

全 清 水 雲 平

全 友 永 悦 三

全 橋 本 勘 治

全 後 藤 守 一